

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 4 月 17 日 (金) 第3102号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (4件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 4
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港漁場課取扱い) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の指定 (南薩地域振興局取扱い) 8

公 告

- 平成27年度製菓衛生師試験公告 (生活衛生課取扱い) 8
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第410号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8442	平成27年 4 月 9 日	映 画	本番不倫 七人の人妻	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8443			ノーパン家庭教師 たまらないお股	新日本映像		
8444			盗撮ファミリー 母娘ナマ中継	オーピー映画		
8445			団鬼六原作 妖女	新東宝映画		
8446			義父と娘 誰にも言えない介護	新日本映像		
8447			巨乳未亡人 お願い許して	オーピー映画		
8448			人妻狼ら汁 とろける不倫	新東宝映画		
8449			鍵穴 和服妻飼育覗き	新東宝映画		

8450		桃色作家 欲望の舌なめずり	オーピー映画	
------	--	---------------	--------	--

鹿児島県告示第411号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25040	平成27年 4月9日	雑 誌	mini Berry vol.20 18426-05	秋水社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25041			Sweetロマンス 5月号 15487-05	笠倉出版社		
25042			恋愛白書パステル 5月号 19625-05	宙出版		
25043			月刊ビタミン 5月号 07653-5	竹書房		
25044			COMIC 快樂天 5月号 13877-5	ワニマガジ ン社		
25045			COMIC ナマイキッ! 5月号 06909-5	竹書房		
25046			実録四十路妻 5月号 05191-5	一水社		

鹿児島県告示第412号

平成27年3月10日鹿児島県告示第170号（以下「告示第170号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
吉元佐津男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町下財部字中段5033番1
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第170号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第413号

平成27年3月10日鹿児島県告示第171号（以下「告示第171号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
酒匂道志
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

- 曾於市財部町北俣字西村2178番
 (2) 変更に係る指定施業要件
 告示第171号の変更に係る指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第414号

平成27年 3 月 10 日鹿児島県告示第172号（以下「告示第172号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
留田 遙	曾於市大隅町月野字道ヶ迫4307番 2	告示第172号の変更後の指定施業要件のとおり
岡田太郎八、榊源四郎、小中野次郎兵衛、小中野善吉、小中野善藏、小中野歌右エ門、西谷傳次郎、川畑喜助、川畑正之助、中野一、中野熊五郎、中野若右エ門、中野浅右エ門、中野善四郎、中野善之助、中野善六、中野辰之助、中野直左エ門、中野末吉、中野弥吉、中野吉次郎、東丸嘉左エ門、東丸勘助、東丸三太郎、東丸善正、東丸傳右エ門、東丸傳次郎、東丸傳歌、東丸壯吉、福重喜次郎、福重浅次郎、福重末吉、福重與右エ門、木下善四郎、木下福助、木下歌熊、木下藏吉、野村三四郎、野村正治、野村直光、野村勇、立元直次郎、立元歌熊	曾於市財部町南俣字山神段7384番 6	告示第172号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第415号

平成27年 3 月 10 日鹿児島県告示第174号（以下「告示第174号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
中崎隆重
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市末吉町岩崎字前ノ平3584番 1
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第174号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第416号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
かのや東病院	鹿屋市笠之原町2923番地 1

2 認定の有効期限

平成30年 3 月 29 日

鹿児島県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
島田泌尿器科医院	霧島市隼人町東郷一丁目296番地	平成27年 4 月 1 日	更生医療

鹿児島県告示第418号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成27年 4 月 17 日から同年 5 月 7 日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部土木建築課（出水市駐在）において縦覧に供する。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

長島町

出水郡長島町鷹巣1875番地 1

長島町長 川添健

2 埋立区域

(1) 位置

出水郡長島町川床字梅ノ木山1947番並びに同地番に接する道及び堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち点1の地点から点14の地点までを順次に結んだ線、点14の地点から点28の地点までを順次に結ぶ平成26年の秋分の日（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線及び点28の地点と点1の地点を結ぶ平成26年の秋分の日（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 国土地理院四等三角点梅ノ木山（北緯32度08分28秒0379，東経130度10分55秒3908）（以下「基点」という。）から157度47分02秒300.27メートルの地点

点2 点1から229度49分17秒10.93メートルの地点

点3 点2から233度51分14秒1.79メートルの地点

点4 点3から247度12分37秒1.13メートルの地点

点5 点4から212度08分20秒14.66メートルの地点

点6 点5から302度08分20秒10.10メートルの地点

点7 点6から32度08分20秒3.47メートルの地点

点8 点7から302度08分20秒19.00メートルの地点

点9 点8から252度08分20秒14.10メートルの地点

点10 点9から342度08分20秒1.00メートルの地点

点11 点10から252度08分20秒11.80メートルの地点

- 点12 点11から162度08分20秒1.00メートルの地点
- 点13 点12から252度08分20秒26.10メートルの地点
- 点14 点13から342度08分20秒18.41メートルの地点
- 点15 点14から70度42分35秒5.33メートルの地点
- 点16 点15から71度03分39秒5.39メートルの地点
- 点17 点16から76度17分35秒23.21メートルの地点
- 点18 点17から79度03分39秒6.06メートルの地点
- 点19 点18から94度45分49秒4.22メートルの地点
- 点20 点19から91度53分32秒22.71メートルの地点
- 点21 点20から92度25分10秒3.55メートルの地点
- 点22 点21から107度45分42秒5.41メートルの地点
- 点23 点22から87度27分19秒4.50メートルの地点
- 点24 点23から94度48分25秒4.17メートルの地点
- 点25 点24から102度12分02秒5.68メートルの地点
- 点26 点25から97度15分12秒2.77メートルの地点
- 点27 点26から111度38分40秒3.39メートルの地点
- 点28 点27から144度34分58秒2.76メートルの地点

(3) 面積

1,569.8平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

出水郡長島町川床字梅ノ木山1946番1, 1977番6, 1947番, 同地番に接する道及び堤並びに1948番の地内並びにこれらの土地の地先公有水面

(2) 区域

点1の地点から点6の地点までを順次に結んだ線及び点1の地点と点6の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から156度30分29秒289.93メートルの地点
- 点2 点1から162度08分20秒84.13メートルの地点
- 点3 点2から252度08分20秒117.87メートルの地点
- 点4 点3から342度08分20秒105.84メートルの地点
- 点5 点4から72度08分20秒44.30メートルの地点
- 点6 点5から85度55分29秒39.22メートルの地点

(3) 面積

11,745.7平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成27年2月10日

鹿児島県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、出水平野土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 野中 政己 出水市下鯖町2057番地2
- 理事 川崎 勝 出水市黄金町799番地
- 理事 税所 司 出水市武本2842番地
- 理事 本村 一則 出水市文化町137番地
- 理事 椿 義博 出水市武本13696番地

理事	西野	正憲	出水市大野原町272番地
理事	山口	安任	出水市浦田町655番地
理事	前田	時夫	出水市下知識町204番地
理事	川内	三郎	出水市荘1184番地
理事	塚元	博美	出水市高尾野町大久保1652番地
理事	山田	秋稔	出水市高尾野町大久保525番地11
理事	松元	秀一	出水市高尾野町柴引3756番地1
理事	福元	洋一	出水市高尾野町下高尾野440番地2
理事	榎園	隆	出水市高尾野町下水流2197番地3
理事	三原	仁	出水市高尾野町江内6948番地13
監事	一丁田	正輝	出水市今釜町845番地
監事	大矢	誠一	出水市下鯖町1178番地
監事	出野	正実	出水市高尾野町大久保1613番地3

(任期 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	野中	政己	出水市下鯖町2057番地2
理事	川崎	勝	出水市黄金町799番地
理事	税所	司	出水市武本2842番地
理事	本村	一則	出水市文化町137番地
理事	原田	涼一	出水市大野原町76番地
理事	山口	安任	出水市浦田町655番地
理事	前田	時夫	出水市下知識町204番地
理事	川内	三郎	出水市荘1184番地
理事	塚元	博美	出水市高尾野町大久保1652番地
理事	池田	宗隆	出水市高尾野町柴引1401番地2
理事	本城	次徳	出水市高尾野町下高尾野4001番地6
理事	山口	廣喜	出水市高尾野町柴引3772番地
理事	榎園	隆	出水市高尾野町下水流2197番地3
監事	松尾	清信	出水市高尾野町上水流854番地1
監事	大矢	誠一	出水市下鯖町1178番地

鹿児島県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）第七肝付地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年4月20日から同年5月21日まで
- 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（区画整理）第三新富地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 20 日から同年 5 月 21 日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）鈴岳地区第2換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 20 日から同年 5 月 21 日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場農林水産課

鹿児島県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備福山地区比前田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 4 月 20 日から同年 5 月 21 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

南薩地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年 4 月 17 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

望洋の里指定障害者居宅介護事業所	南九州市颯娃町牧之内3769番地1	社会福祉法人更生会	南九州市颯娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成27年3月31日	居宅介護・重度訪問介護
------------------	-------------------	-----------	------------------	-------	------------	-------------

南薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 4 月 17 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 知覧育成園	南九州市知覧町 郡9047番1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町 郡9047番1	松久保秀徳	平成27年 4月1日	短期入所

公 告

平成27年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成27年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成27年 4 月 17 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

平成27年 6 月 15 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

鹿児島県自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

- (1) 提出書類等
ア 受験願書

- イ 4の(1)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し
- ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書
- エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し
- カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）
- キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成27年4月22日（水）から同年5月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年5月15日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

なお、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年4月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年4月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
たわわタウン谷山
鹿児島市西谷山一丁目5番地
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
 - (1) 変更前 JA谷山フードモール（仮称）
 - (2) 変更後 たわわタウン谷山
- 3 変更年月日
平成27年1月14日
- 4 届出年月日
平成27年3月30日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年4月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
散水車 2台
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年4月17日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年5月28日午前11時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年5月28日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に

定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Sprinkler Truck:2
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:30 a.m. 28 May 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表6の項中「医療法人慈圭会八反丸病院」を「医療法人慈圭会八反丸リハビリテーション病院」に改め、同表110の項中「曾於市大隅町岩川5500番地乙」を「曾於市大隅町下窪町1番地」に改め、同表311の項中「公益社団法人いちょうの樹横山病院」を「公益社団法人いちょうの樹メンタルホスピタル鹿児島」に改め、同表312の項中「公益社団法人いちょうの樹大隅病院」を「公益社団法人いちょうの樹メンタルホスピタル鹿屋」に改める。